

小学校休業等対応助成金等について

小学校休業等対応助成金・支援金の概要

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について1日当たり定額（下記参照）

	令和4年12月～令和5年3月
小学校休業等対応助成金（日額上限額）	8,355円
小学校休業等対応支援金（1日の支給額）	4,177円

※**個人申請**：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

【実績】

実績	令和2年2月27日～令和3年3月31日までの 休暇分		令和3年8月1日からの休暇分 ※令和5年3月10日時点	
	支給決定件数	支給決定金額	支給決定件数	支給決定金額
小学校休業等対応助成金	163,020件	604.2億円	337,384件	447.1億円
小学校休業等対応支援金	27,631件	56.1億円	13,461件	7.3億円

これまでの経緯

令和2年2月～令和3年3月まで

- 令和2年2月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理より3月2日から春休みまで全国一律の臨時休業を行うよう要請があったことをきっかけに、保護者の休職に伴う所得の減少に対する新しい助成金制度として小学校休業等対応助成金・支援金を創設。（同年4月1日からの休暇を対象として、助成金の日額上限を8,330円→15,000円、支援金の支給額を4,100円→7,500円に引き上げて支給。）
- 休暇の対象期間については、数回の延長の結果、令和3年3月までとなった。

令和3年4月～現在まで

- 令和3年4月からは、小学校休業等対応助成金・支援金を終了し、雇用保険被保険者を対象とする両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に移行。
- 令和3年8月頃のデルタ株により子どもへの感染拡大が広がる中、複数地域における地域一斉の小学校等の夏休みの延長の動きが見られたことから、小学校休業等対応助成金・支援金を再開。（助成金の日額上限（原則）13,500円→8,355円、支援金の支給額（原則）6,750円→4,177円に段階的に縮減しつつ、対象期間を延長。）

助成金の活用促進等

- 都道府県労働局に小学校休業等対応助成金に関する「特別相談窓口」を設置し、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っている。（労働局からの働きかけに事業主が応じない場合には、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請も可能。）

《予算額》

令和2年度第1次補正予算	1,673億円（一般会計：408億円 労働保険特別会計雇用勘定：1,265億円）
令和2年度第2次補正予算	46億円（一般会計：28億円 労働保険特別会計雇用勘定：18億円）
令和3年度補正予算	55億円（一般会計：16億円 労働保険特別会計雇用勘定：38億円）
令和4年度第2次補正予算	406億円（一般会計：47億円 労働保険特別会計雇用勘定：360億円）

- 小学校休業等対応助成金・支援金は、令和5年3月末までの休暇を対象としているが、感染状況や学校休業等の状況等を踏まえ、令和5年3月で終了し、令和5年4月以降は、以下の対応とすることとする。

- 小学校等が臨時休業等した場合など新型コロナウイルス感染症への対応として、企業が職場の事情を踏まえ、**両立支援制度を整備する**ことでできる限り勤務が続けられる環境を整備することを後押ししつつ、**必要な場合には特別有給休暇制度**により、安心して休むことを可能とする方向に転換するため、両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」を設ける。

【両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症対応特例」の概要】

●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給要件

- ① 対象となる子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇を取得できる制度の規定化。
- ② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイム制度など）の社内周知。
をどちらも講じた上で、労働者が特別有給休暇を取得したこと。

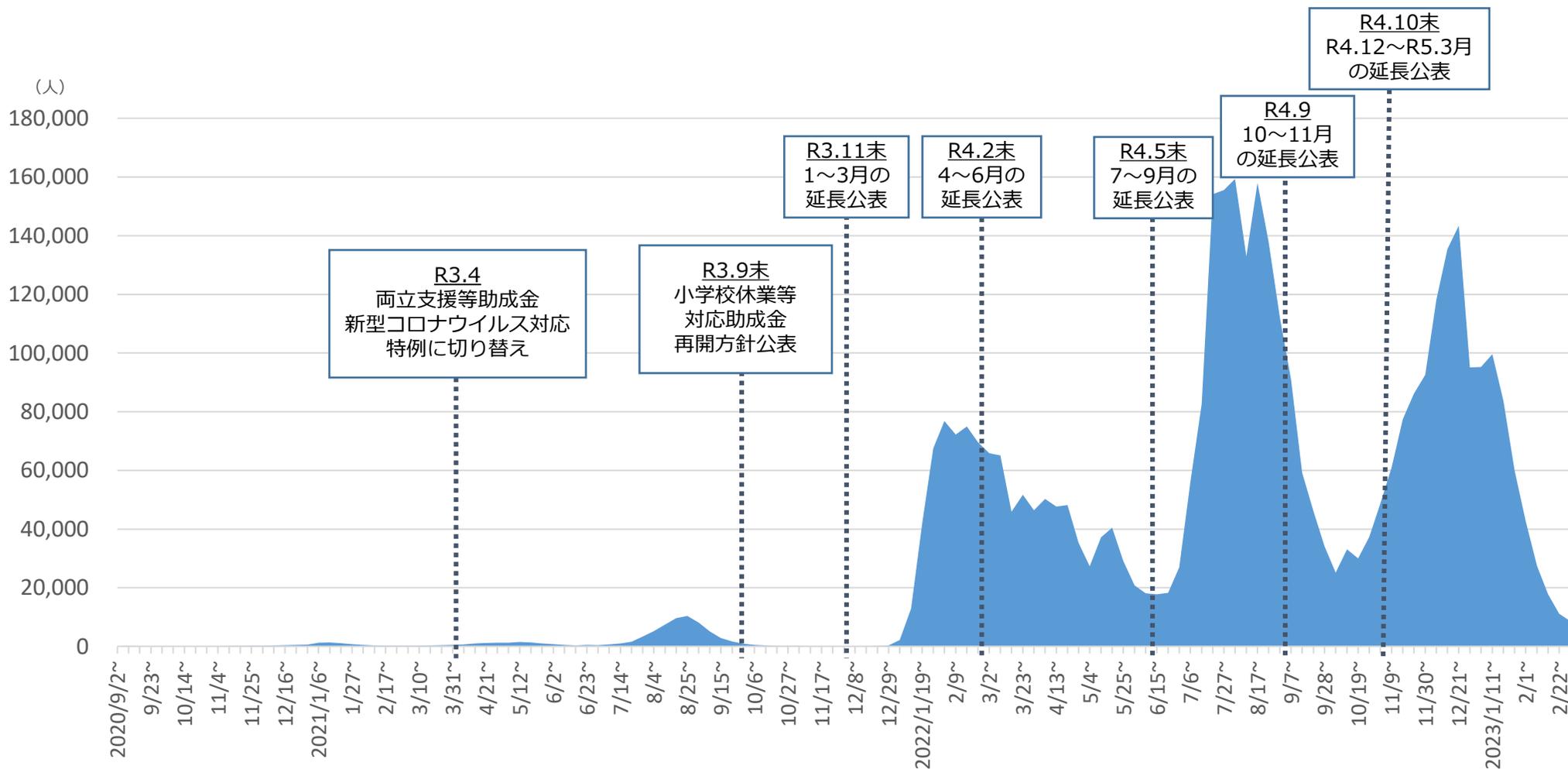
●支給額

1人あたり10万円、1事業主につき10人まで（上限100万円）

※ 令和5年度予算案の審議前であることから、今後、内容が変更される可能性がある。

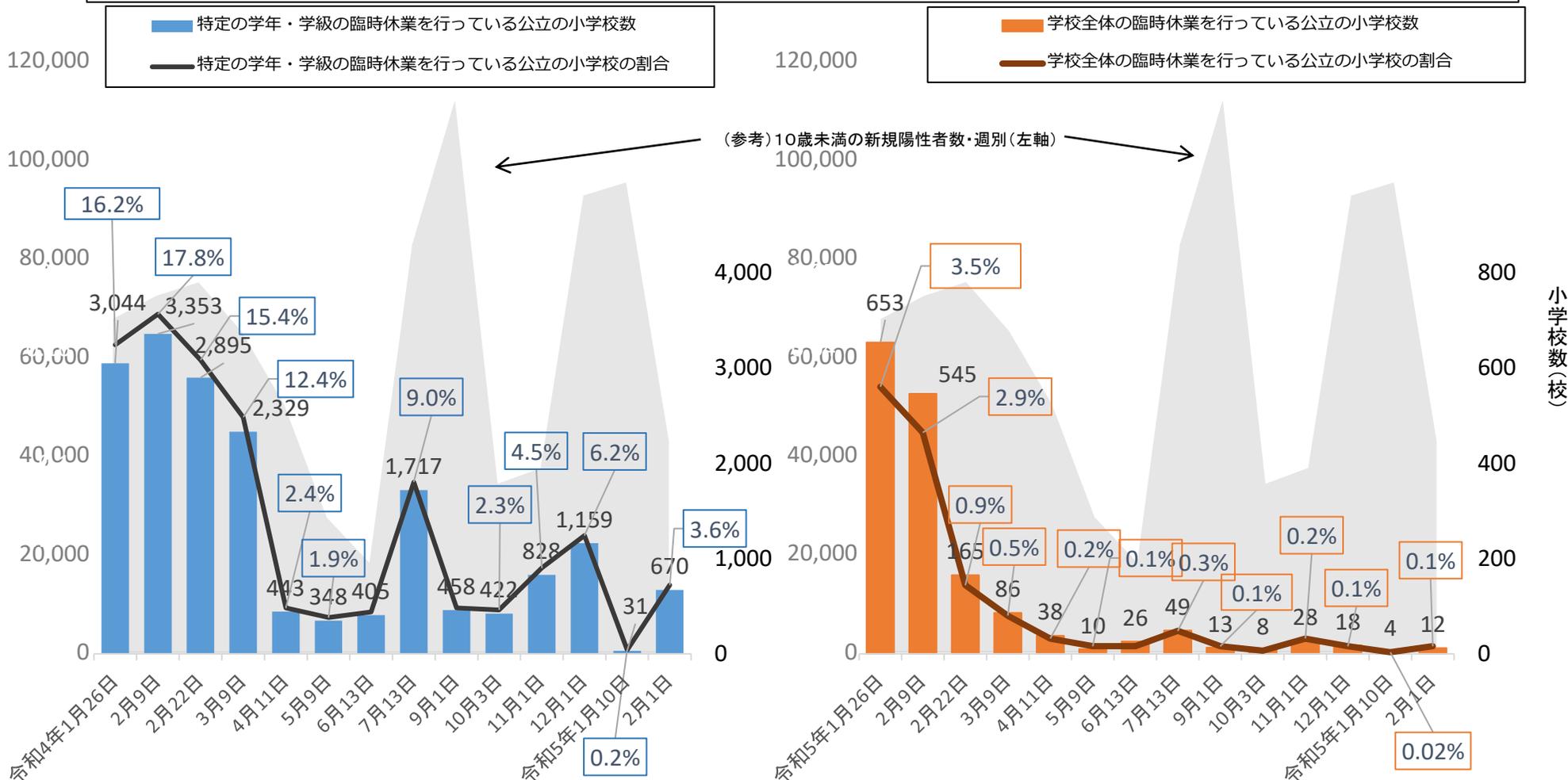
10歳未満の新規陽性者数（週次）

- 10歳未満の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数をみると、直近では週約8,600人となっている（令和4年夏のピーク時は週約16万人）。



公立小学校の臨時休業等の状況

- 令和5年2月1日時点で、10歳未満の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は高い水準にあり、公立小学校の臨時休業状況を見ると、**特定の学年・学級の臨時休業は3.6%**で令和5年1月10日時点（0.2%）より増加している。また、**学校全体の臨時休業は0.1%**で低い水準で推移している。
- 文部科学省では、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響等の観点を検討し、慎重に検討する必要があると各都道府県教育委員会等に示している。



【出典】公立学校の臨時休業の状況：文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00007.html) 及び新規陽性者数：厚生労働省HP (<https://covid19.mhlw.go.jp/>) を基に、厚生労働省にて作成。

小学校休業等対応助成金の申請状況①

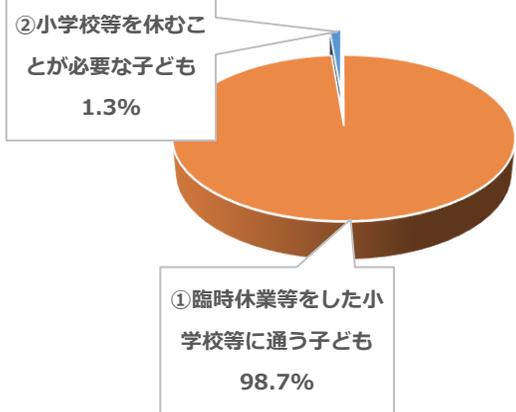
- 申請書を見ると、制度創設時は、①「臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に関する申請がほとんどの割合を占めていたが、最近では、②「小学校等を休むことが必要な子ども」に関する申請が大部分となっている。

※助成金の対象となる子どもは、

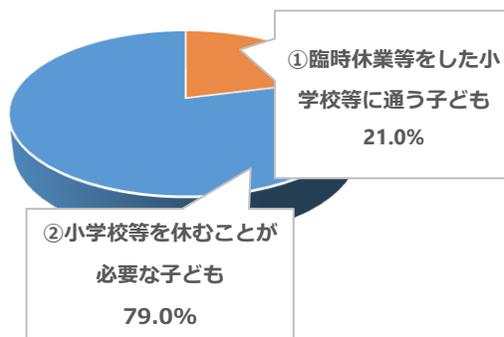
- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、「臨時休業等をした小学校等に通う子ども」
- ② i) ~ iii) のいずれかに該当し、「小学校等を休むことが必要な子ども」
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

【助成金申請書のサンプリング調査結果】

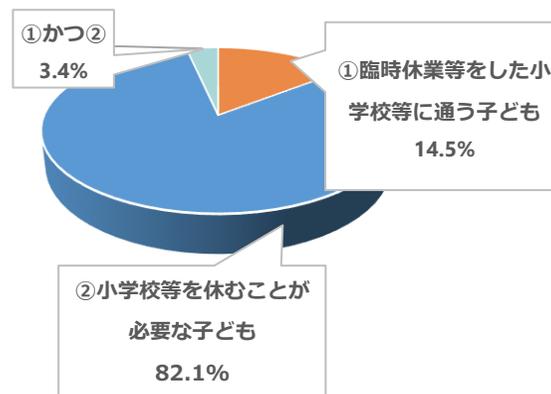
令和2年3月末までの休暇



令和4年4～6月末までの休暇



令和4年7～9月末までの休暇

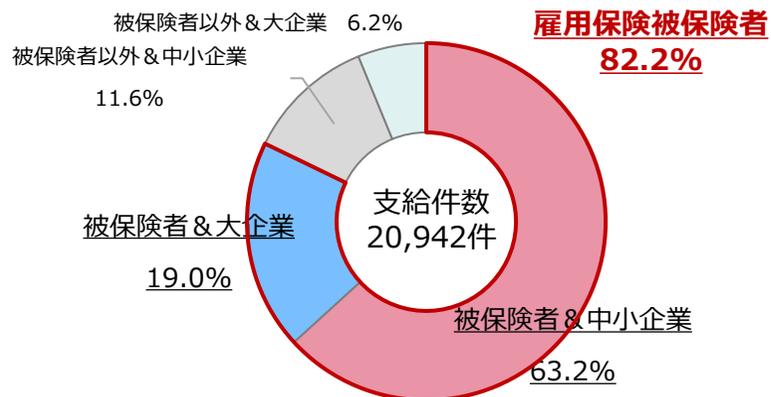


※ 申請書の中からランダムで抽出

小学校休業等対応助成金の申請状況②

【サンプル調査】 東京労働局がR3.8～R4.6までに支給した20,942件の状況を分析

① 申請件数の約8割は雇用保険被保険者



② 1申請当たりの平均値

	平均労働者数	1人当たりの平均支給日数
全体	7.9人	3.5日
中小企業	3.0人	4.0日
大企業	22.7人	3.3日

注：被保険者以外も含まれている。

《仮に1年間分の申請状況を予想すると…》

1企業当たり、1年間に2.4回（※）申請すると仮定

	平均労働者数 （のべ）	1人当たりの 平均支給日数（のべ）
全体	19.0人	8.4日
中小企業	7.2人	9.6日
大企業	54.5人	7.9日

※調査期間中（11か月間）、1企業の平均申請回数は2.2回だったことから、 $2.2 \times 12 / 11$ により計算。

注：被保険者以外も含まれている。

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主に助成金を支給するもの。

主な支給要件

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度(※)**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること
※所定労働日の20日以上取得できる制度。
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

支給額

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

* 1 中小事業主あたり5人まで申請可能。

対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合